

## 新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後児童健全育成事業を実施する民設放課後児童クラブに対し、予算の範囲内において、新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、利用者の利便性の向上を図るため、その交付にあたり、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 児童福祉法第34条の8第2項に規定する届出を行っている事業

(申請者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下、「申請者」という。）は、補助金の交付の申請を行う日に属する年度において、新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業補助金交付要綱第3条第1項第1号に規定する運営費補助について、交付決定を受けている又は受ける予定の事業者等とする。ただし、次に掲げる事業者は除く。

- (1) 申請時点で市税を滞納している事業者
- (2) 申請時点で休止又は、廃止している事業者

(補助金の額及び算定方法等)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとし、交付を受けることができる回数は放課後児童クラブあたり1回とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、補助金の交付を受けようとする場合、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類

を申請者に提出させることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、申請者に対し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知する。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。

(2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納入させることがあること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならないこと。

(検査及び報告)

第8条 市長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に申請者の事務所及び放課後児童健全育

成事業を行う施設に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者へ質問させることができる。

2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(申請内容の変更)

第9条 申請者は、申請内容の変更または中止の申請をするときは、補助金変更交付申請書(様式第3号)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による変更をした場合は、補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、前条の規定による検査等で補助金の交付決定を受けた者が本要綱に違反したこと、又は虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 前条第2項による交付決定の取消しの通知を受けた者で、当該取消しにかかる部分について補助金の交付を受けているときは、補助金返還命令書(様式第6号)に基づき、市長が定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助事業の成果を記載した事業実績報告書(様式第7号)により、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内

容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、補助金の額の確定の通知を、補助金交付額確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（補助金の概算払）

第14条 市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

（関係書類の整備及び保存）

第15条 補助金の交付を受けた申請者は、補助金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
1 施設あたり 100,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の学習・遊びに必要な玩具・教材などを導入するための経費</li> <li>・児童が主体となる行事等を実施するための経費</li> <li>・その他市長が必要と認めるもの</li> </ul>	定額

※1 補助金の額は、上記別表の第1欄に定める補助基準額と同表第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

※2 補助対象経費は既存の放課後児童クラブの支援を拡充するための経費とし、経常的経費は対象経費に含まない。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所  
名 称  
申請者 代 表 者  
クラブ名

新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金交付申請書

新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金
- 2 補助事業の目的
- 3 交付申請額 円
- 4 情報の公表の内容、方法及び時期
- 5 添付資料

別記様式第2号（第6条関係）

第 号の  
年 月 日

様

（クラブ名 ）

新潟市長 印

新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定による交付申請については、同要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

1 補助金の名称 新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金

2 交付決定額（不交付の理由）  
円

（不交付の理由）

3 交付条件

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所  
名 称  
代 表 者  
クラブ名

新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった事業について、新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金

2 既交付決定額 円

3 変更交付申請額 円

4 変更の内容

変更前	変更後

5 変更の理由

6 変更予定年月日

別記様式第4号（第9条関係）

第 号の  
年 月 日

様

（クラブ名 ）

新潟市長 印

新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号の で交付決定した新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金については、同補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり変更交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金
- 2 既交付決定額 円
- 3 変更交付決定額 円

4 変更事項

変更前	変更後

5 変更理由

別記様式第5号（第10条関係）

第 号の  
年 月 日

様

（クラブ名 ）

新潟市長 印

新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号の で交付決定した新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金について、同補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 補助金の名称 新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 交付決定取消額 円
- 4 取消理由

別記様式第6号（第11条関係）

第 号の  
年 月 日

様

（クラブ名 ）

新潟市長 印

新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金返還命令書

年 月 日付 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金について、同補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金
- 2 返還額 円
- 3 返還期限
- 4 返還理由

別記様式第7号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所  
名 称  
申請者 代 表 者  
クラブ名

新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金事業が完了したので、同補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 交付済額 円 ①
- 4 実績報告額 円 ②
- 5 精算額 円 ②－①（△：マイナスの場合は返納）
- 6 情報の公表の状況
- 7 添付書類

別記様式第8号（第13条関係）

第 号の  
年 月 日

様

（クラブ名 ）

新潟市長 印

新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する新潟市民設放課後児童クラブ活動費支援事業補助金については、同補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付済額  | 円 |
| 3 確定額   | 円 |